

優良防犯ブザー推奨実施細則

(審査委員会の開催)

第1条 審査委員会は、次により開催する。

- (1) 原則として4月、10月及び12月の各月1回開催し、期日は、その都度決定する。
- (2) 申請の締め切りは、審査委員会開催月の前月の20日とする。
- (3) 開催期日の通知は、申請者に対し直接行う。

(公的試験機関等の試験成績証明書)

第2条 優良防犯ブザー推奨規程第5条に定める公的試験機関等の試験成績証明書は、推奨を受けようとする防犯ブザー3個について試験を実施し、その成績を証明するものとする。

2 試験成績証明書の有効期間は、作成日から6か月間とする。

(審査手数料等)

第3条 審査手数料及び更新手数料は、次のとおりとする。

- | | |
|--|--------------------|
| 審査手数料 | 110,000円 |
| 更新手数料 | 55,000円 |
| 2 表示手数料 | 110,000円 |
| 3 シール交付手数料は、次のとおりとする。 | |
| シール1枚につき | 1万枚未満 20.0円 |
| | 1万枚以上 20万枚未満 15.0円 |
| | 20万枚以上 8.0円 |
| 4 審査手数料等の納付方法は次のとおりとし、全防連の指定口座に納付する。 | |
| (1) 審査手数料及び更新手数料は、申請者が申請時に納付する。 | |
| (2) 表示手数料は、販売業者等が推奨及び推奨の更新を受けたときに納付する。 | |
| (3) シールは、販売業者等の要望する枚数を全防連が送付した後に納付する。 | |

(シールの規格)

第4条 シールの規格は、次のとおりとする。



直径 10mm

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 優良防犯ブザー推奨要綱細目（平成19年1月1日施行）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条のうち、優良防犯ブザー推奨規程第5条に係るものについては、平成26年7月に開催する防犯ブザー審査委員会から適用する。
- 3 第2条のうち、優良防犯ブザー審査規程第15条に係るものについては、平成26年8月1日以降、推奨の有効期間の満了日の翌日を迎えるものから適用する。

附 則

この附則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

令和元年10月22日、公財全防連細則第5号とする。

附 則

この附則は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この附則は、令和4年8月19日から施行する。

附 則

この附則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和7年2月1日から施行する。